# 国保医療課からのお知らせ

## 高齢受給者証を送付

国民健康保険（国保）に加入している昭和16年8月2日以降に生まれた70歳以上75歳未満の人に高齢受給者証を送付しました。8月1日以降、医療機関で診療を受けるときは、保険証とともに高齢受給者証を窓口に提示してください。

※高齢受給者証の有効期限は平成29年7月末までです。ただし平成29年7月末までに75歳になる人の有効期限は75歳の誕生日の前日まで。誕生日以降は後期高齢者医療制度の被保険者となります。

## 限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる人は、国保医療課で申請して、限度額適用認定証の交付を受けてください。

高齢受給者証をお持ちの場合は、非課税世帯のみが該当します。

限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示すると、1カ月あたりの支払いは、その世帯の負担区分の限度額（表のとおり）までになります。

■高齢受給者の自己負担割合

| 現役並み所得者（※） | 現役並み所得以外の人 | |
|---|---|---|
| | 昭和19年4月1日以前生まれ | 昭和19年4月2日以降生まれ |
| 3割 | 1割 | 2割 |

※現役並み所得者…同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計額が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、申請すると1割または2割になります。
なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は1割または2割になります。

■1カ月あたりの支払い限度額（1カ月とは、月の1日から月末まで）

【70歳未満の人】

| 区分 | | | 3回目まで | 4回目以降（※2） |
|---|---|---|---|---|
| 住民税課税世帯 | 上位所得者 | 基礎控除後の所得901万円超 | 252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1％ | 140,100円 |
| | | 基礎控除後の所得600万円超～901万円以下 | 167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1％ | 93,000円 |
| | 一般 | 基礎控除後の所得210万円超～600万円以下 | 80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1％ | 44,400円 |
| | | 基礎控除後の所得210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯（※1） | | | 35,400円 | 24,600円 |

※1 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
※2 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

【70歳以上75歳未満の人】

| 区分 | | 外来（個人単位） | 外来＋入院（世帯単位） |
|---|---|---|---|
| 住民税課税世帯 | 現役並み所得者（※1） | 44,400円 | 80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1％（※5） |
| | 一般（※2） | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 低所得者Ⅱ（※3） | 8,000円 | 24,600円 |
| | 低所得者Ⅰ（※4） | | 15,000円 |

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は「一般」となります。
※2 現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人。
※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人（低所得者Ⅰ以外の人）。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。
※5 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。

◆問い合わせ　国保医療課

# ジェネリック医薬品差額通知について

国保では、ジェネリック医薬品差額通知を、8月末から送付します。

この通知は、医療機関や薬局から薬をもらっている人で、現在使用している新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合の差額を、自己負担額の削減額が大きい人を対象に送付します。

ジェネリック医薬品への切り替えは、医師に相談してご本人が納得されたうえで行ってください。ただし、すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではなく、また、調剤する薬局にない場合もあります。

**ジェネリック医薬品**　厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。新薬の特許が切れた後に、有効成分、分量、用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です。ただし、先発医薬品と全く同じではなく、形や添加剤、色、味などは異なる場合があります。

◆問い合わせ　国保医療課

## 市・府民税（第2期分）

### 納期限は8月31日（水）です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都地方税機構」に移ります。

**口座振替が便利**

■申し込み　口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合があり）、または納税課で行うことができます（ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません）。8月15日（月）までに手続きすると9月が納期の固定資産税（第3期分）から、また9月15日（木）までなら10月が納期の市・府民税（第3期分）から振替をします。軽自動車税は来年度分からとなります。

◆問い合わせ　納税課

## 「基本チェックリスト」返送のお礼と訪問のお知らせ

「基本チェックリスト」を返送していただいた対象者の皆さん、ご協力ありがとうございました。

後日、健康や日常生活のアドバイスを掲載した「結果アドバイス表」を送付します。

返送のなかった人には、訪問等で連絡させていただく場合がありますので、ご理解をお願いします。

## 地域包括支援センター　有智の郷を開設

7月1日に、「地域包括支援センター有智の郷」を開設しました。

同センターの開設により、中学校圏域ごとに地域包括支援センターを設置することができました。（下の表）

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支援していくための拠点です。介護予防の周知・普及のための取り組みを行っています。

高齢者の生活・介護などでお困りのことがありましたら、お住まいの担当区域の地域包括支援センターにご相談ください。

| 名称 | 所在地と連絡先 | 担当区域 |
|---|---|---|
| 地域包括支援センターやまばと | 男山金振24-1　☎982-8000（デイサービスセンターやまばと内） | 男山第二中学校圏域 |
| 地域包括支援センター梨の里 | 八幡柿木垣内25-1　☎982-0125（介護老人保健施設梨の里内） | 男山中学校圏域 |
| 地域包括支援センター美杉会 | 男山泉19　☎971-3576（男山病院内） | 男山第三中学校圏域 |
| 地域包括支援センター有智の郷 | 内里北ノ口5-1　☎972-1000（特別養護老人ホーム有智の郷内） | 男山東中学校圏域 |

◆問い合わせ　高齢介護課

## 10月中旬～12月下旬（予定）　車両通行止めになります

府事業による市道科手土井線移設工事のため、下図の区間が、車両通行止めとなります。歩行者および自転車は通行できます。

※市営駐車場は、ご利用いただけます。迂回路に従って入場してください。

◆問い合わせ　府山城北土木事務所　道路計画室（☎0774-62-1731）、市都市整備課